

〒 101-0052

東京都千代田区神田小川町1-1  
山基ビル5F

生和コーポレーション株式会社 東京支店 不動産部

SEIWA

セイワグループ 生和不動産株式会社  
生和コーポレーション株式会社 生和アムティ株式会社  
生和不動産保証株式会社 生和ビル管理株式会社

宛名を封筒に貼り付けてご利用ください

本通知書は、  
解約日の1ヶ月前『必着』です。

ご不明な点がございましたら、下記、  
電話番号までお問い合わせください。

TEL 03-6811-0451

FAX 03-5280-9722

<キリトリ> ✂

## 解約通知書

記入日 年 月 日

駐車場名	区画番号	区画番号
借主住所 (〒 )		
借主氏名	印	解約日(明渡日) 年 月 日
連絡先	電話番号 ( )	携帯電話 ( )

※解約月は日割計算ではありません。本通知書の到着日から解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、  
本通知書の到着日の翌月末日迄の駐車料金をお支払い頂くこととなります。お早めにお手続きください。

解約後のご連絡先 (〒 )	電話番号 ( )	携帯電話 ( )
メールアドレス	<input type="checkbox"/> スマホ・PC用 <input type="checkbox"/> 携帯電話用	@
返金先口座	銀行 信用金庫・信用組合 農協／労働金庫	本店 支店 出張所
	普通・当座	口座 番号
	口座名義(カタカナ)	

借主は、上記賃貸借契約を解約し、記載の解約日迄に本物件を明け渡します。尚、明渡しが遅延した場合には、建物賃貸借契約書に記載の明渡遅延損害金及び損害賠償金をお支払いします。

### 【解約通知書のご提出について】

- ① 本物件を解約される場合には、必ず本通知書を郵送にてご提出ください。ご提出期限は、解約日の1ヶ月前必着とさせていただきます。到着に要する日数を考慮の上、余裕を持ってご郵送ください。なお、口頭・電話等、文書郵送以外の方法による解約のご連絡はお受けできませんのでご了承ください。
- ② 本通知書は、解約日より1ヶ月前迄にご提出下さい。本通知書の到着日より解約日までの予告期間が1ヶ月に満たない場合には、本通知書の到着日の翌月末日迄の月額駐車料金をお支払いいただくこととなります。
- ③ 月の途中で解約される場合でも、明渡月の駐車料金は日割計算を行いません。
- ④ 本通知書のご提出以降は解約の取消、変更はできません。
- ⑤ 別途で建物賃貸借契約を締結されている場合、建物(部屋)を解約されると本駐車場も同日での解約となります。
- ⑥ 明渡時には必ず本契約書を返却して下さい。(駐車場の鍵等をお渡ししている場合も同時にご返却ください)
- ⑦ 本通知書の到着後に内容確認のため、弊社より電話・SMS・メールにてご連絡させていただく場合がございます。